国際協力とNGO

外務省と日本のNGOのパートナーシップ

1	2	6	7
3	4	8	
	5	9	10
		11	12

1.（特活）ジーエルエム・インスティチュート［ネパール］
2.（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン/ＪＰＦ［アフガニスタン］
3.（公社）Civic Force［スリランカ］
4.（特活）日本紛争予防センター/ＪＰＦ［南スーダン］
5.（特活）パルシック［スリランカ］
6.（特活）SEEDS Asia［ベトナム］
7.（特活）国境なき子どもたち［バングラデシュ］
8.（特活）ピースウィンズ・ジャパン/ＪＰＦ［ケニア］
9.（特活）日本イラク医療支援ネットワーク［イラク］
10.（公社）青年海外協力協会［マラウイ］
11.（特活）ADRA Japan［ジンバブエ］
12.（公社）日本ユネスコ協会連盟/ＪＰＦ［アフガニスタン］

国際協力とNGO

外務省と日本のNGOのパートナーシップ

発行｜外務省国際協力局民間援助連携室
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1
☎03-3580-3311(外務省代表)

このパンフレットは民間援助連携室の業務内容を分かり易く説明し、多角的に展開しているスキームを有効にご利用頂くために作成しました。また日本のＮＧＯの活躍ぶりをより多くの国民の方々に紹介し、その活動への理解を深めて頂けることを期待しています。

From
the People of Japan

民間援助連携室長のあいさつ

外務省にとって、日本のNGOは、国際協力において日本の顔の見える援助を行う上での不可欠なパートナーであり、とりわけ近年にかけてはNGOとの連携を大幅に強化しています。国際協力における市民社会の代表格であるNGOとの緊密な連携を通じて、幅広い国民参加による国際協力の実現及びODAの効果的・効率的な実施を目指しており、それに向けて、NGOの皆様と協力して参りたいと考えております。

今般、NGOとの連携の内容を冊子にまとめました。NGO関係者はもとより、国際協力に関心をお持ちの方にもご高覧いただければ幸いです。

民間援助連携室長　関　泉

民間援助連携室の紹介

外務省には、国際協力の分野で活躍する日本のNGOとの連携を所管する民間援助連携室が置かれています。民間援助連携室は、国際協力に携わる日本のNGOの知見や専門性等を活かした質の高い国際協力活動に資金面で協力するほか、NGOの活動環境の整備を支援し、NGOとの定期的な対話の場を設ける等の取組を行っています。こうした取組によって、日本のNGOによる日本の「顔の見える援助」を推進するとともに、幅広い国民参加によるODAが実現することを目指しています。

国際協力とNGO｜目次

3 **1 国際協力とNGO**

5 **2 NGOに対する資金協力**

1. 日本NGO連携無償資金協力
2. ジャパン・プラットフォームを通じた緊急人道支援事業
3. NGO事業補助金
4. JICA草の根技術協力

14 **3 NGOに対する活動環境整備支援事業**

1. NGO相談員制度
2. NGOインターン・プログラム
3. NGO海外スタディ・プログラム
4. NGO研究会
5. JICAによる支援事業

17 **4 NGOとの対話**

1. NGO・外務省定期協議会
2. NGO・在外ODA協議会
3. NGOーJICA協議会
4. その他の連携

18 **5 日本NGO連携無償資金協力活動紹介**

■アジア｜インド／カンボジア／スリランカ／タジキスタン／ネパール／フィリピン／ミャンマー／ラオス
■アフリカ｜ウガンダ／エチオピア／ザンビア／ルワンダ
■中東｜アフガニスタン／イラク／パレスチナ自治区
■中南米｜ホンジュラス

1 国際協力とNGO

国際協力NGOとは？

ＮＧＯとは Non-Governmental Organization（非政府組織）の略称で、もともとは国連の場において、政府以外の関係組織を示すのに使われていた言葉が広まったものです。最近ではＮＧＯという言葉は、開発、貧困、平和、人道、環境等の地球規模の問題に自発的に取り組む非政府・非営利組織を指す場合に使われています。

現在、国際協力活動に取り組んでいる日本のＮＧＯの数は、４００団体以上あると言われています。日本の国際協力ＮＧＯは１９６０年代から徐々に誕生し、７０年代の終わりから８０年代初頭にかけて、インドシナ難民への支援を契機に活動を活発化させました。９０年代においては、国際的な問題への市民の関心の高まりと共に団体数も飛躍的に増加しました。更に、最近では、イラク・シリア及びその周辺国、南スーダン、ネパール等における紛争や、大規模自然災害に対応する緊急人道支援へのＮＧＯの参加が国際的な注目を集めるなど着実な成長を遂げています。

なぜ政府とNGOが連携するの？

ＮＧＯは各々の目的意識に基づき、自発的に活動し、開発現場の多様な考え方、ニーズをきめ細やかに把握し、状況に応じて迅速に対応できる存在であり、ＮＧＯは国民参加による日本の「顔の見える援助」の代表格と言えます。

ＮＧＯは開発協力において政府にとって重要なパートナーであり、２０１５年２月に閣議決定された開発協力大綱では、ＮＧＯ／市民社会との連携を戦略的に強化することとしています。

人間の安全保障とNGO

「人間の安全保障」とは、人間一人ひとりに着目し、貧困・自然災害等あらゆる脅威からの人々の保護と、自らの可能性を実現するための個人及びコミュニティの能力強化を行うことを通じて、人々の生存、生活、尊厳を守ることを目指す概念です。日本は人間の安全保障を外交の柱の一つと位置づけ、その実現に向けて積極的に取り組んでいます。人間の安全保障はあらゆる主体が参加する参加型アプローチを重視しており、NGOが援助の対象者一人ひとりの自立を支援することを目的として行う活動はまさに人間の安全保障の実践と言えます。

外務省とNGOはどうやって連携しているの？

外務省は、開発協力に関する国民の理解と支援を得る上で、また、政府開発援助（ＯＤＡ）を効果的に実施していくため、ＮＧＯと積極的に協力しています。開発協力大綱の下、２０１５年６月、今後５年間の連携の方向性を定めた中期計画をＮＧＯと共に策定しました。中期計画では、外務省とＮＧＯの連携は、①ＮＧＯの開発協力活動に対する資金面での協力、②ＮＧＯの能力向上に対する協力、③開発協力政策やＮＧＯとの連携に関するＮＧＯとの対話、及び④開発協力における協働を基本的な軸としています。

国際連合とNGO

国連憲章第７１条は、「経済社会理事会は、その権限内にある事項に関係のある民間団体（non-governmental organizations）と協議するために、適当な取極を行うことができる」と定めています。これを受けて、国連経済社会理事会（経社理）との協議資格を有するNGOは、経社理の会合への出席や国連事務局との協議を通じ、国連の活動に広く貢献しています。NGOが国連の協議資格を得るための資格、権利、手続き等は経社理決議1996/31に規定されています。協議資格を申請したNGOは、経社理NGO委員会で審査され、協議資格（総合、特殊及びロスターのうち一つ）を与えられます。

国連の広報分野では、国連事務局広報局（ＤＰＩ）が、国連の活動に関連した広報を行うことができるＮＧＯと提携関係を結んでいます。現在１５００に上るＮＧＯと提携し、市民社会との情報交換を促進しています。また、ＮＧＯと協力して国連職員、外交官、有識者等が集うＤＰＩ/NGO年次会合を開催し、地球規模の諸問題について意見交換を行っています。（本欄についての詳細は、国際連合広報センターのホームページをご覧下さい。）

国連の環境問題への取り組み

２００２年のヨハネスブルグ・サミットにおいて我が国は、国内のＮＧＯからの提言を受けて「国連持続可能な開発のための教育の１０年（ＵＮＤＥＳＤ）」を提案しました。国連総会決議を経て、２００５年からＵＮＤＥＳＤが実施されました。２０１２年６月に開催された国連持続可能な開発会議（リオ＋２０）に向け、ＮＧＯを含む多様なステークホルダーにより設立されたリオ＋２０国内準備委員会と積極的に連携したほか、ポスト２０１５開発アジェンダについてＮＧＯと意見交換を行ってきました。

国際社会とNGO

軍縮分野でのNGOとの協力

我が国は対人地雷やクラスター弾を含む不発弾、小型武器などの通常兵器の問題に積極的に取り組むとともに、日本のNGOとの間においても政府の取組に関する意見交換などを行っています。また、ラオス、カンボジアなどの地雷・不発弾被害国で活動する日本のＮＧＯに対し、日本ＮＧＯ連携無償資金協力を通じて支援しています。

国際機関、条約交渉への参加

これまで外務省では、国連総会第3委員会に日本政府代表顧問として国内の女性NGOの代表を派遣し続けているほか、障害者権利条約（仮称）の交渉においては、障害者ＮＧＯ代表を政府代表団顧問に委嘱しました。

今後の課題

長い歴史と確立した組織基盤に支えられ、豊富な知見を有する欧米諸国のＮＧＯと比較すると、我が国のＮＧＯの国際協力活動は、まだまだ拡充・強化されるべき余地が大きいと考えられます。また、日本のＮＧＯと開発途上国の現地ＮＧＯとの連携、日本のＮＧＯ間の連携、財界等他の民間組織との連携も今後一層強化する必要があります。また、政府の支援のみに頼らない独自の活動を展開するためには、ファンドレイジング（自己資金調達）の強化、アカウンタビリティ（説明責任）の確保等の健全な財政運営が重要となります。

ミャンマー少数民族帰還民支援／ＪＰＦ［ミャンマー］

web 外務省　ODA

外務省【ODA ホームページ】http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html
「国際協力とNGO」にて詳しくNGOとの活動を紹介しています。

2 NGOに対する資金協力

1 日本NGO連携無償資金協力

日本のＮＧＯが開発途上国・地域で実施する経済・社会開発事業に政府資金を提供する制度です。

申請団体は、日本において特定非営利活動法人、公益社団／財団法人または一般社団／財団法人として登記されており、団体の本部が日本に所在している必要があります。法人としての国際協力活動実績が２年以上あり、国際協力活動の実施を団体の主要な設立目的とし、営利活動を目的としていないことなどの条件もあります。

２００２年度の開始から着実に拡大を遂げ、２０１４年度（平成２６年度）においては、３５か国・１地域、５７団体に対し、総額約４０億円（１０８件）の資金協力を行いました。

不発弾処理専門家による「のこぎりカット法」の指導
（特活）日本地雷処理を支援する会［ラオス］

日本NGO連携無償資金協力の実績

日本ＮＧＯ連携無償資金協力は、それまでの草の根無償資金協力（現在の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」）から独立するかたちで２００２年に設立された制度です。開始から１２年経過した２０１４年度には、下のグラフのように、開始当時の資金供与実績（約６億円）から約６.６倍に増加しています。

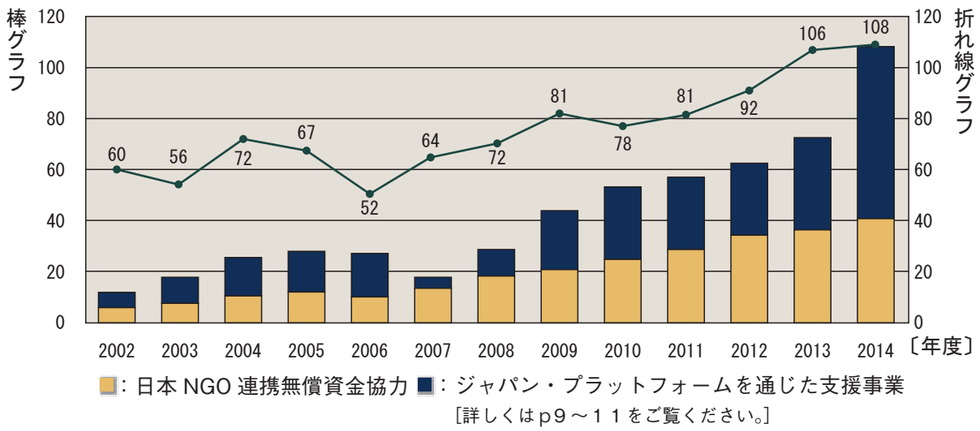

［詳しくはｐ９～１１をご覧ください。］

web 【日本 NGO 連携無償資金協力実績一覧】

▶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/jngo_j.html

２０１４年度までの実績と報告書を公開しています。随時更新されますので是非チェックしてください。

? どの国で実施しているの？

２０１４年度（平成２６年度）における活動地域は、東アジアが４３％、サブサハラ・アフリカが２０％、南アジアが１５％、中東・アフリカが１３％、その他は大洋州、中南米及び中央アジア・コーサカス地域です。また、活動分野としては、医療・保健が２９％、教育・人づくりが２１％、農林業が１７％、その他は水、地雷、平和構築及び通信・運輸等です。

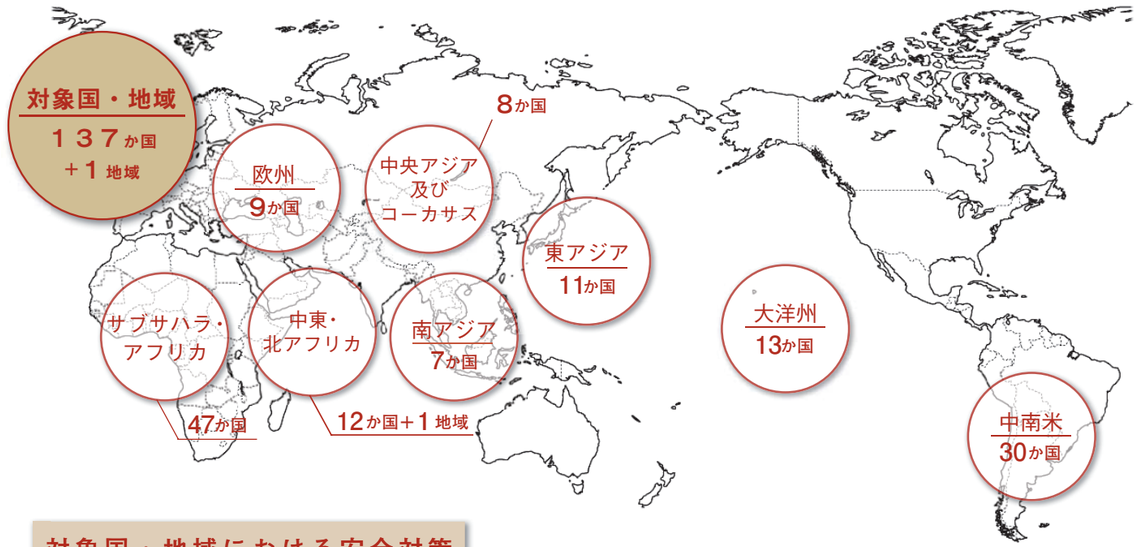

対象国・地域における安全対策

日本ＮＧＯ連携無償資金協力の支援対象となる国・地域は上記の１３７か国１地域です（２０１５年度）。ただし、これらの国・地域であっても、事業予定国・地域でのＮＧＯ活動が現地政府に認められない場合や、「外務省海外安全ホームページ」において「退避勧告」等が発出されている場合には、承認できない場合があります。

また、ＮＧＯ活動に携わる一人ひとりが、活動に伴う危険を十分に認識するため、活動地域の治安状況を把握しておく必要があります。そのために「外務省海外安全ホームページ」を常日頃からチェックすることをお勧めしています。更に、活動地域を管轄する大使館、総領事館、並びに日本のご家族に自己の活動場所を知らせておくとともに、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いしています。

井戸の補修実技の様子
（特活）日本国際ボランティアセンター
［スーダン］

カブール県における財務会計研修の様子
（特活）ピースウィンズ・ジャパン
（特活）難民を助ける会
（一社）シビルソフィア
（特活）日本国際ボランティアセンター
［アフガニスタン］

障がい児・健常児統合クラス（ミニ運動会）の様子
（特活）地球のステージ
［パレスチナ］

2 NGOに対する資金協力 ①日本NGO連携無償資金協力

制度概要

■支援対象となるNGO

対象となるＮＧＯは、本部を日本国内に有し、かつ法人登記されている日本のＮＧＯ（特定非営利活動法人、公益社団／財団法人、一般社団／財団法人）であること、国際協力活動を行うことが主要な設立目的の一つであり、法人として２年以上の国際協力活動実績があること、累積赤字等の財政上の不安定要因を抱えていないこと、法人として政治的･宗教的活動を行うことを目的とする団体でないこと、などが条件となります。

■支援対象となる経費

現地における資機材購入費、ワークショップ開催費、専門家派遣費、現地スタッフ人件費、現地事務所借料、通信費、事務用品購入費、外部監査費等、並びに日本における本部スタッフ人件費、通信費、事務用品購入費等です。なお、資機材・役務の単価が３万円相当以上のものは３者見積もり(外部監査経費を除く)が必要です。

■支援対象事業としての主な要件

申請団体である日本のNGOが自ら主体的に行う事業であること（資金調達・提供のみであるような事業は支援対象外）、現地のニーズに沿った事業内容であり、事業地の社会経済開発に役立つと認められること（緊急人道支援を除く一時的な物資の配布は持続発展性が認められないので原則として支援対象外）、地域住民等の事業参加が確保され、自助努力による自立を促すこと等を通じて事業の成果が持続する内容であること、などです。

なお、高等研究機関に対する支援、文化・芸術・スポーツの振興支援、既存の施設の維持管理・運営支援などは支援の対象外です。

■事業開始後の提出書類

中間報告、事業完了報告の提出をお願いしています。事業完了報告については、事業終了後、申請団体が各種会計関係書類を外部監査法人等に提出して外部監査を受けた上で提出して頂きます。

■事後状況調査

在外公館において、事業終了後3～4年後を目処に事後状況調査を実施します。改善すべき点がある場合には、申請団体に対処して頂きます。なお、申請団体においては、事業終了後、事業の持続発展性の観点からも適宜フォローアップをする必要があります。

! 申請の検討から事業終了までの流れ

外務省及び在外公館への事前相談
↓
申請書の提出
↓ 詳しくは「申請の手引き」へ。
外務省・在外公館・外部機関による審査
↓
外務省による最終審査
↓
承認後、贈与契約の締結
↓ 基本的に在外公館と申請団体間で締結。
事業の開始・資金の支払い
↓
中間報告書の提出
↓
事業終了後、完了報告書の提出
↓ 残余金が発生した場合は返納。
在外公館等によるモニタリング

! NGOと連携した国際協力の推進

「国際協力重点課題」(以下、「重点課題」) に該当する事業の場合、通常の日本NGO連携無償資金協力事業の要件を基本として、優遇措置を適用した申請をすることが可能です。重点課題事業の対象となる国・地域、事業、対象となる団体、優遇措置の内容については、外務省ＨＰ下記リンク「日本ＮＧＯ連携無償資金協力申請の手引」でご確認下さい。

web 【日本 NGO 連携無償資金協力～申請の手引（実施要領）】
▶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/shimin/page23_000656.html
平成２７年度（２０１５年度）版が掲載されていますのでご覧下さい。
ただし、毎年度見直しが行われますので、申請年度の「申請の手引」でご確認下さい。

支援対象となる事業［平成２７年度］

開発協力事業	日本ＮＧＯ連携無償資金協力による基本的な事業形態。 ◆供与限度額：５，０００万円　◆事業期間：１２か月以内
NGO パートナーシップ事業	日本のＮＧＯが日本国内外の他のＮＧＯと連携・協働し、開発協力事業を行うもの。複数のＮＧＯの中で最も多くの資金を受け取る日本のＮＧＯが、主契約団体として在外公館（または外務省）との間で贈与契約を締結。 ◆供与限度額：５，０００万円　◆事業期間：１２か月以内 ※主契約団体がパートナー団体間の調整・問題解決及び法的責任を負います。
リサイクル物資輸送事業	日本の地方自治体や医療機関、教育機関などが提供する優良な中古物資等（注１）を開発途上国において日本のＮＧＯが責任を持って受け取り（注２）、事業実施国のＮＧＯや地方公共団体等に配付・贈与するまでの事業について、その輸送費等を供与するもの。 ◆供与限度額：１，０００万円　◆事業期間：１２か月以内 （注１）消防車、救急車、病院用ベッド、車椅子、学校用机・椅子、仮設プレハブ等の耐久消費財が対象で、食料、古着、文房具などの消耗品や個人の所有物となる物資は対象外です。 （注２）受け取り団体がその国のＮＧＯや地方自治体等である場合には、日本の在外公館で扱う「草の根・人間の安全保障無償資金協力」をご活用下さい。
災害等復旧・復興支援事業	海外で発生した大規模な紛争や自然災害後の復旧・復興段階において難民・避難民、被災者に対し、紛争や自然災害等の現場で支援活動を展開した実績を有する日本のＮＧＯが実施する人道的な支援または被災地の復旧・復興支援事業に対し、資金協力を行うもの。紛争、自然災害等の現場で十分な支援の実績をもつ日本のＮＧＯを対象とする。 ◆供与限度額：１億円　◆事業期間：６か月以内 ※ただし、緊急人道支援活動として継続が必要と認められる場合には例外として１２か月間までの事業期間を認める場合があります。
地雷関係事業	日本のＮＧＯが行う地雷・不発弾除去に関する技術指導、犠牲者支援、地雷・不発弾回避教育といった地雷・不発弾関連の活動について資金面の協力を行うもの。 ◆供与限度額：１億円　◆事業期間：１２か月以内
マイクロクレジット原資事業	開発途上国の貧困層を対象としたマイクロクレジット事業の実績を有する日本のＮＧＯが対象。マイクロクレジット事業の原資となる資金を提供。 ◆供与限度額：２，０００万円　◆事業期間：１２か月以内 ※ただし、申請にあたっては、様々な要件があります。
平和構築事業	日本のＮＧＯが主に紛争後の国・地域において行う平和構築事業に対する資金協力（元兵士の社会復帰や和解、相互信頼醸成事業等）。 ◆供与限度額：５，０００万円　◆事業期間：１２か月以内 ※地雷除去や難民・避難民支援等は平和構築事業ではなく、それぞれ地雷関係事業，災害等復旧・復興支援事業として扱います。

※申請団体の日本ＮＧＯ連携無償資金協力供与資金を除く年間総収入実績（過去２年間の年間平均）を大きく超える資金協力は原則として行いません。
※初めて申請する団体に対しては、原則として公的資金（政府関係機関からの収入含む）を除いた年間総収入実績（過去２年間の年間平均）を大幅に超える資金協力は行わず、また、初年度の供与案件数は事業対象国・事業分類を問わず１件を限度とします。

2 ジャパン・プラットフォームを通じた緊急人道支援事業

ジャパン・プラットフォーム（ＪＰＦ）は、ＮＧＯ、経済界、政府の三者が協力、連携して難民発生時・自然災害時等の緊急人道支援をより効果的かつ迅速に行うための協力の枠組みです。政府（外務省）は事前に資金供与を行い、緊急人道支援の実施の決定は、ジャパン・プラットフォーム理事会の委任を受けた常任委員会（ＮＧＯ、経済界、政府、有識者などの代表者により構成）が決定します。２０１４年度は、アジア、中東、アフリカ、オセアニア等１４か国および国内において実施された１３９事業中、政府資金により７５事業が実施されました。主な活動は、緊急人道支援物資の配布や教育、水・衛生分野における活動です。

フィリピン台風３０号（ハイエン）被災者支援：
移動や物流が困難を極める中、ＪＰＦ加盟ＮＧＯが情報共有し合い事業を遂行し、物資を届けました。

ジャパン・プラットフォーム加盟ＮＧＯ（２０１６年１月現在）

（特活）難民を助ける会
（特活）ADRA Japan
（特活）ブリッジ エーシア ジャパン
（特活）BHN テレコム支援協議会
（特活）パレスチナ子どものキャンペーン
（公社）Civic Force
（特活）CWS Japan
（特活）国境なき技師団
（特活）エフエムわいわい
（特活）グッドネーバーズ・ジャパン
（特活）ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
（特活）ホープ・インターナショナル開発機構
（特活）災害人道医療支援会
（特活）ICA 文化事業協会
（特活）アイキャン
（特活）国際協力 NGO・IV-JAPAN
（特活）IVY
（特活）JADE- 緊急開発支援機構
（公社）アジア協会アジア友の会
（特活）難民支援協会
（特活）日本救援行動センター
（特活）日本紛争予防センター
（特活）ジェン
（特活）ジャパンハート
（公財）ジョイセフ
（特活）日本レスキュー協会
（認可法人）日本赤十字社
（特活）国境なき子どもたち
（特活）ミレニアム・プロミス・ジャパン
（公社）日本ユネスコ協会連盟
（公社）日本国際民間協力会
（特活）ONE ASIA
（特活）オペレーション・ブレッシング・ジャパン
（特活）オックスファム・ジャパン
（特活）パルシック
（一社）ピースボート災害ボランティアセンター
（公財）プラン・ジャパン
（特活）ピースウィンズ・ジャパン
（特活）日本リザルツ
（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
（特活）SEEDS Asia
（公社）シャンティ国際ボランティア会
（特活）タイ日教育開発
（特活）遠野まごころネット
（一社）わかちあいプロジェクト
（特活）ワールド・ビジョン・ジャパン

ジャパン・プラットフォームのこれまでの活動地

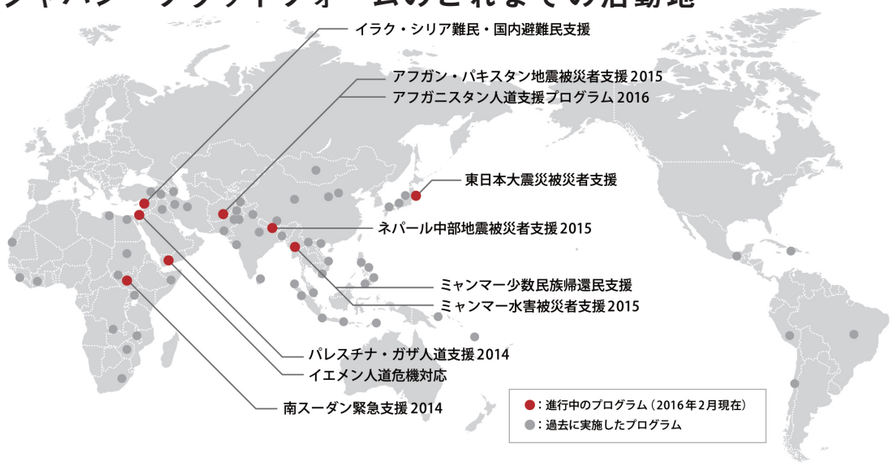

新規の災害対応の流れ

ジャパン・プラットフォームは災害発生から出動まで即日で行うことが可能な体制を整備しています。

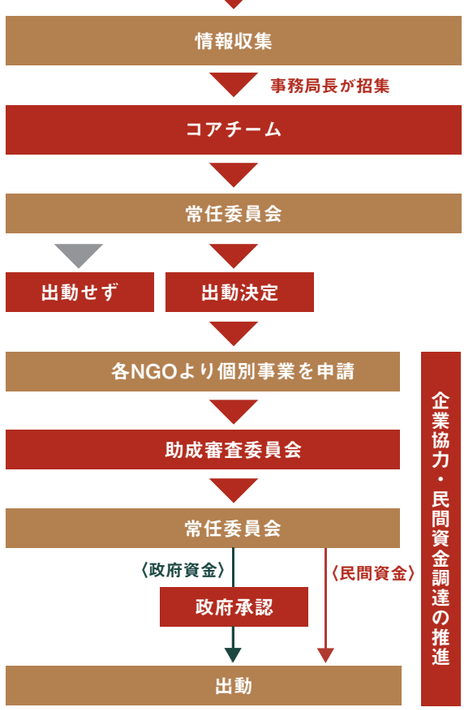

政府資金による協力の実施状況

設立からこれまでに７６５件（２０１５年１０月現在）の事業が政府資金により行われました。例えば内戦終了後、難民・国内避難民の帰還が始まった南スーダン、長年の紛争地域であるアフガニスタンやパキスタン、過去６０年で最悪と言われる干ばつに苦しむアフリカの角、紛争が悪化の一途を辿るシリア及びその周辺国などにおいて、救援物資の配布や水・衛生、帰還支援などの事業を行っています。なお、ジャパン・プラットフォームが設立された２０００年度から２０１４年度までに、政府資金として約２９７億円が拠出されています。（具体的な活動例は１１ページをご覧下さい。）

ネパール中部地震被災者支援２０１５：
ＪＰＦは発災翌日に出動を決定し、その後、ＪＰＦスタッフも現地入りしてモニタリングと調整支援を実施しました。

詳しい情報はジャパン・プラットフォームのホームページをご覧下さい。
ジャパン・プラットフォーム
▶www.japanplatform.org

事業紹介｜イラク・シリア難民・国内避難民支援

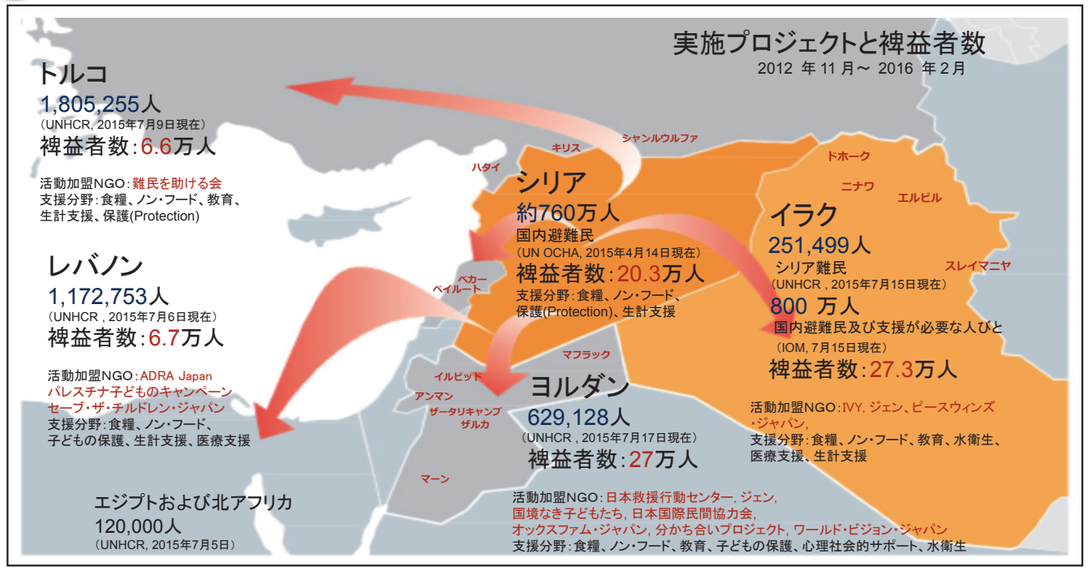

［展開図：ＪＰＦ提供］

memo

■シリア人道危機発生から５年目。ライフセービング事業を中心に、人道支援の原則に則った支援を実施

発生から５年目となるイラクとシリアの人道危機は、未だ終結の糸口の見えない２１世紀最大の人道危機と言われています。日本の緊急人道支援のしくみとして、ＮＧＯ・日本政府、経済界が対等なパートナーシップの下に連携する国際人道支援組織 ジャパン・プラットフォーム（ＪＰＦ）は、２０１２年１１月からシリアの人道危機によって発生した国内避難民および周辺国に逃れた難民への支援を、２０１４年６月よりイラク国内に大規模に発生した国内避難民に対する支援を開始し、人々の命を救う支援活動を中心に実施してきました。効果的、効率的に対応していくため、２０１５年２月から「イラク・シリア難民・国内避難民支援」として２つのプログラムを統合し、支援を継続実施しています。主に政府支援金を財源として加盟ＮＧＯに助成しており、２０１２年１１月～２０１６年２月までの支援総額は５０.５億円に上ります。ＪＰＦは加盟ＮＧＯの活動を審査、助成、調整、評価する組織として機能しています。また現地政府や他の援助機関との関係強化、安全対策、ＮＧＯ間の連携推進、現地情勢や支援動向の調査、情報の発信等を行い、各ＮＧＯの活動をサポートしています。

２０１４年度は、ＪＰＦ加盟ＮＧＯ１３団体が、イラク及びシリアの周辺３か国（レバノン、ヨルダン、トルコ）で支援を行いました。越冬支援等の緊急物資配布事業、飲料水の提供や衛生的な環境の整備等を行う水衛生事業等のライフセービング事業を実施するとともに、長引く避難生活に適応するための心のケアの提供や、中断してしまった子どもたちの教育に力を入れています。また、国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所との共催シンポジウムを開催するなど、日本国内でもシリア人道危機の現状や、日本のＮＧＯの活動を知っていただくための活動をしています。

今後もシリア周辺国で長期化する避難生活への対応を継続しつつ、突発的かつ流動的な情勢に柔軟に対応し、紛争の影響を受けやすい脆弱な人びとのニーズを把握しながら、人道支援の原則に則って人びとが尊厳のある生活を営むことを可能とする環境提供のために尽力していきます。

●ＪＰＦは、２０１２年、「シリア紛争人道支援」スタート時から、以下のプログラム実施方針に則って活動しています。
・シリア国内への邦人スタッフの立ち入りは行わず、遠隔管理とする。
・イラク国内も同様に、「退避勧告」発出地域への邦人スタッフの立ち入りは行わない。
・各加盟ＮＧＯが安全管理マニュアル、退避マニュアルに則って支援を実施する。危険が伴う恐れがある際には、ただちに撤退する。
●ＪＰＦは、人道支援の基本原則に則り、加盟ＮＧＯとともに迅速で効果的な支援を遂行しています。

レバノンにて実施している心理サポート事業の様子

3 NGO事業補助金
（国際開発協力関係民間公益団体補助金）

日本のＮＧＯを対象に、経済社会開発事業に関連し、事業の形成、事業後の評価及び国内外における研修会や講習会等を実施するＮＧＯに対し、総事業費の２分の１かつ２００万円を上限に、精算払いにより補助金を交付します。

「適正技術人材育成研修」初級コースの様子
（特活）ＡＰＥＸ

申請から事業終了までの流れ（２０１５年度（平成２７年度）の例）

事業の募集
（３月中旬締め切り）
↓
申請案件の選定審査
↓
採択事業の決定
↓
補助金交付申請書の提出
（採択団体のみ）
↓
交付決定・事業開始
↓
事業の終了・完了報告書の提出
↓
補助金の交付（清算払い）

memo

■ＮＧＯ事業補助金の活用例（２０１４年度（平成２６年度））

（特活）ＡＰＥＸは、ＮＧＯ職員や国際協力に関心のある学生１８名を対象として、途上国の現地の状況に適合する技術（適正技術）の開発と普及を実践的に担う人材を育成するべく、「適正技術人材育成研修」の初級・中級コースを実施しました。参加者からは、「講義だけでなく、助成金申請書・事業計画書などの作成や事業地視察を通じて実際に新規事業が形成されていく様子にふれ、新規事業形成の理解を深めることができた」という声や、参加者が自主的にミーティングを企画・実行し、ウェブ上での参加者同士の意見交換、情報共有の場が設けられるなど、ＮＧＯ職員などの育成に資する事業となりました。

（特活）ピースウィンズ・ジャパンは、南スーダン国内での治安情勢の悪化に伴い発生した避難民を受け入れているケニアのカクマ難民キャンプを訪問しました。既に同団体が実施しているケニアのダダーブ難民キャンプでのシェルター事業やトイレ建設事業における経験を活かし、カクマ難民キャンプにおいても衛生分野での事業立案を目指し、国際機関・活動中の他団体から聞き取りや意見交換を含めた事前調査を行いました。同キャンプおよび周辺のホストコミュニティでの事業実施に向けて助成の可能性について協議することができ、同時に現在実施している事業にも協議結果を活かすことができました。

web 【NGO事業補助金】詳しくはこちらへ。
▶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/hojyokin.html

2 NGOに対する資金協力

4 JICA 草の根技術協力

独立行政法人　国際協力機構（ＪＩＣＡ）では、日本のＮＧＯ、大学、地方自治体、公益法人、一般社団／財団法人などの団体と共同で、開発途上国（対象国は約９０か国以上）の地域住民の生活を向上させるために直接役立つ事業を実施するため、草の根技術協力事業を行っています。

日本人専門家による美容技術研修
（特活）アジアの障害者活動を支援する会［ラオス］

草の根技術協力事業には３つの事業形態があります。

地方自治体 （実施は地方自治体が推薦するNGO等の団体でも可）	国際協力の経験が少ない NGO等非営利団体、大学、公益法人、一般社団／財団法人等	国際協力の経験が豊富な NGO等非営利団体、大学、公益法人、一般社団／財団法人、民間企業（非営利活動）
地域提案型	**草の根協力支援型**	**草の根パートナー型**
地方自治体からの事業提案により、日本の地域社会が持つノウハウ、経験を活かしながら、開発途上国での技術指導や現地からの研修員受入れを通して開発途上国の人々や地域の発展に貢献する協力活動を支援するものです。	国内で活動実績はあるものの、開発途上国での事業の実績が少ない日本のNGO、大学、公益法人などの団体が、これまでの活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて実施したいと考える国際協力の活動を、ＪＩＣＡが共同で実施するものです。	途上国支援の実績を一定程度有しているNGO等が、その活動を通じて蓄積した経験や技術に基づいて提案する途上国への国際協力活動をJICA が共同で実施するものです。
・随時相談受付 ・選考年１回 ・事業期間３年以内 ・総額3,000万円以内	・随時相談受付 ・選考年２回 ・事業期間３年以内 ・総額1,000万円以内	・随時相談受付 ・選考年２回 ・事業期間５年以内 ・総額１億円以内

web 【ＪＩＣＡ草の根技術協力】
http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/what/index.html

3 NGOに対する活動環境整備支援事業

外務省は、政府開発援助（ＯＤＡ）資金を活用して、日本のＮＧＯの更なる能力強化のための様々な事業を行っています。

※事業の詳細は、事前に外務省のＯＤＡホームページ等に掲載しています。また、各活動の成果についても外務省のＯＤＡホームページをご覧下さい。その他、JICA においても、開発援助実務者を対象として種々の研修等を行っています。

1 NGO相談員制度

国際協力分野で経験と実績を有する日本のＮＧＯ団体が外務省の委嘱により「ＮＧＯ相談員」受託団体となり、ＮＧＯの国際協力活動、ＮＧＯの設立、組織の管理・運営、ＮＧＯへの就職といった、ＮＧＯ及び国際協力に関する市民やＮＧＯ関係者からの様々な質問・照会に答えます。また、他の機関からの依頼や、相談員自身の企画による出張サービスを行い、国際協力の授業やセミナーを行います。

【応募資格】
国際協力活動を主業務とし、専門知識・経験を持つ団体であり、契約期間中、継続して相談業務が行える経験豊かな職員を相談員に指名できるNGOであること。（個人での応募は不可。）

【委嘱期間】
相談員委嘱契約締結日～当該年度３月末日

【委嘱費】
契約に基づき、業務に対して一定額の謝礼が支払われます。

NGO相談員の活動報告

地域で開催される国際協力イベントにＮＧＯ相談員ブースを出展しました。一般市民の来場者からは、２０１３年１１月の超大型台風被災地レイテ島の復興状況や２０１６年に和平合意を目指しているミンダナオ島の社会状況、フィリピンに対する国際協力活動・支援活動への参加に関する相談がありました。ＮＧＯ関係者からはファンドレイジング、ボランティアの募集やコーディネートに関する相談もありました。来場者に対して国際協力・ＮＧＯの活動情報を提供するとともに、個別な相談にも対応しました。

最近、将来国際協力の仕事をしたい学生からの相談も増えています。今回のイベント会場においても多くの学生が参加されたため、土日や冬休みにできるボランティアの紹介を行いました。

［２０１４年度ＮＧＯ相談員
（特活）アイキャンの出張サービス実施例］

２０１５年度 NGO 相談員リスト

■一般財団法人 0138-22-0770	北海道国際交流センター http://www.hif.or.jp/
■認定NPO法人 023-634-9830	IVY http://ivyivy.org/
■認定特定非営利活動法人 03-5379-6001	難民支援協会 https://www.refugee.or.jp/
■認定特定非営利活動法人 03-5292-2911	国際協力NGOセンター http://www.janic.org/
■認定特定非営利活動法人 03-5423-4511	難民を助ける会 http://www.aarjapan.gr.jp/
■認定特定非営利活動法人 03-3834-2388	日本国際ボランティアセンター http://www.ngo-jvc.net/
■特定非営利活動法人 03-5844-3630	開発教育協会 http://www.dear.or.jp/
■認定特定非営利活動法人 052-253-7299	アイキャン http://www.ican.or.jp/
■認定特定非営利活動法人 052-228-8109	名古屋NGOセンター http://www.nangoc.org/
■特定非営利活動法人 06-6944-0407	関西国際交流団体協議会 http://www.interpeople.or.jp/
■公益財団法人 078-414-7750	PHD協会 http://www.phd-kobe.org/
■公益社団法人 075-241-0681	日本国際民間協力会 http://www.kyoto-nicco.org/
■認定特定非営利活動法人 086-232-8816	AMDA社会開発機構 http://www.amda-minds.org/
■特定非営利活動法人 089-993-6271	えひめグローバルネットワーク http://www.egn.or.jp/
■特定非営利活動法人 092-405-9870	NGO福岡ネットワーク http://ngofukuoka.net/
■特定非営利活動法人 098-892-4758	沖縄NGOセンター http://www.oki-ngo.org/

2 NGOインターン・プログラム

国際協力に対する関心の高まりを背景に、市民による国際協力の担い手であるＮＧＯへの就職を希望する若い人材が増える一方、多くの日本のＮＧＯは、財源や人手不足から、若手人材を育成する余裕がない状況にあります。本プログラムは、国際協力分野に関心のある若手人材の受入れと育成を、日本の国際協力ＮＧＯに委託することにより、ＮＧＯ活動に携わる人材の門戸を広げ、人材の拡充を通じてＮＧＯによる国際協力の拡大・重層化を図ることを目的としています。

【事業内容】　外務省が国際協力に従事する日本のＮＧＯに対し、若手人材を一定期間受入れ、実務を通じて育成する業務を委託します。インターン受入れ団体に対し、外務省から運営事務局を通じて、経費を支給します。

【選考方法】　募集は外務省及び運営事務局ホームページにて行います。育成期間は覚書締結日～当該年度３月末日です。

web 【NGOインターン・プログラム】
▶http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/intern_p.html

3 NGO海外スタディ・プログラム

日本の国際協力ＮＧＯの人材育成を通じた組織強化を目的としており、中堅職員を対象として、１か月～最長６か月程度の海外研修を通じて能力強化を行うプログラムです。「実務研修型」及び「研修受講型」の２形態で実施するもので、研修員の所属ＮＧＯが抱える課題に基づきテーマを設定し、主体的に研修計画を策定することが可能な点が特徴です。研修員や所属ＮＧＯには、帰国後、研修成果を所属ＮＧＯの活動に役立てるとともに、他のＮＧＯにも広く情報共有していただくことが求められます。

【事業内容】　公募によって選ばれた中堅職員は、研修計画に沿って、研修を受けます。外務省から運営事務局を通じて、経費を支給します。

【実務研修型】　開発事業や政策提言等において実績を有する海外ＮＧＯや国際機関において活動現場での実務を通し能力強化を図るもの。

【研修受講型】　海外の研修機関が提供するプログラムの受講を通し能力強化を図るもの。

【選考方法】　募集は外務省及び運営事務局ホームページにて行います。

【研究テーマ例】
事業形成・実施・運営能力向上、資金・財政基盤強化（資金調達の拡大、的確な配分のための方法や仕組み作り等）、情報・広報戦略（ＮＧＯの社会的な理解促進、支援者や受益者に適切な情報を伝えるための手法等）、組織運営能力の向上（組織運営体制作り、リーダーシップ、人員評価、チームビルディング、スタッフ能力強化等）、政策提言等

web 【ＮＧＯ海外スタディ・プログラム】
▶http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/study_p.html

3 NGOに対する活動環境整備支援事業

4 ＮＧＯ研究会

開発途上国に対する支援の重点分野や国際協力ＮＧＯに共通する課題等を対象として、ＮＧＯが自らの事業実施能力、専門性の向上を目指して行う研究会活動を外務省が委嘱します。業務実施を委嘱されたＮＧＯが適宜他のＮＧＯの協力を得ながら、調査、セミナー、ワークショップ、シンポジウムなどを行い、具体的な改善策を報告・提言することにより、ＮＧＯ自身の組織及び能力強化を図ります。

２０１４年度は、日本のＮＧＯがもつ共通の関心事項、援助実務者が認識するべき国際的潮流を視野に入れるテーマとして、「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとＮＧＯ」、「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）において国際協力ＮＧＯが果たす役割」、「ＮＧＯの広報能力強化」、「ＮＧＯの安全対策に関する国際比較調査」、「防災分野における国際協力ＮＧＯが果たすべき役割」の５つのテーマに関する研究会を実施しました。活動報告書、成果物は外務省のＯＤＡホームページに掲載されています。

memo

ＮＧＯ研究会のテーマは、毎年ＮＧＯから広く募り、それをもとに民間援助連携室において意見を出し合い、数テーマに絞ります。テーマ選定には色々な要素が入ってきますが、時宜にかなうテーマであること、研究会で行われるセミナーやシンポジウム、また成果物である報告書を通じ、日本の国際協力ＮＧＯの活動に資することなども考慮に入れられます。

一旦テーマが決まると、それぞれのテーマで研究会を実施したいＮＧＯを公募します。提出される企画書について外務省内で厳正なる審査を行い、実施団体が決まります。

各団体は企画書に沿って研究会を実施していきますが、例えば東京の団体ですと、他の地域のＮＧＯに協力を仰ぎ、合同で地方におけるセミナーを開催したり、また、専門家を招き、新しい潮流について学んだりと、研究会の活動は多岐にわたります。それらの数々の活動及び活動を通じて得られた成果や示唆をとりまとめ、年度末に報告書を提出いただきます。報告書は外務省のホームページで読むことが可能ですが、中には多くのＮＧＯや一般市民の方々から直接民間援助連携室に報告書に関する照会が寄せられることもあり、ＮＧＯ研究会は、実施団体だけでなく、広く社会に還元されるものとなっています。

5 ＪＩＣＡによる支援事業

ＪＩＣＡは、草の根技術協力事業をはじめとした開発途上国等における事業を通じたＮＧＯとの協働に向けてＮＧＯの能力強化に資する様々なプログラムを実施しています。具体的には、開発プロジェクトの計画・立案、モニタリング・評価に用いられる手法であるＰＣＭ（Project Cycle Management）の基礎を学ぶセミナーや、各地域のＮＧＯが抱える共通の課題に対応する研修等を行なっています。

今後実施するプログラムの詳細については、ＪＩＣＡホームページにてご確認下さい。

web 【NGO支援事業】
▶www.jica.go.jp/partner/ngo_support/index.html

4 NGOとの対話

1 NGO・外務省定期協議会

ＮＧＯと外務省との連携強化や対話の促進を目的として、ＯＤＡに関する情報提供やＮＧＯとの連携の改善策等に関して定期的に意見交換する場として 1996 年度に設けられました。現在では、年１回の全体会議に加え、「ＯＤＡ政策協議会」と「連携推進委員会」の２つの小委員会が設置されています。双方の小委員会とも原則として年３回開催され、「ＯＤＡ政策協議会」ではＯＤＡ政策全般に関する意見交換、「連携推進委員会」ではＮＧＯ支援・連携策に関する意見交換が行われています。

2 NGO・在外ODA協議会

日本のＮＧＯが多く活動している主要被援助国において、ＯＤＡに携わる大使館関係者、ＪＩＣＡ、及びＮＧＯ関係者により、ＯＤＡの効果的かつ効率的な実施を目的として定期的に意見交換会（通称「ＯＤＡ・ＮＧＯ協議会」）が行われています。

3 NGOーJICA協議会

ＮＧＯとＪＩＣＡが対等なパートナーシップに基づき、双方の連携による効果的な国際協力や市民の理解、参加を促進するために、年４回、意見交換が行われています。

4 その他の連携

GII/IDIに関する外務省とＮＧＯとの懇談会

１９９４年、我が国は途上国の人口・エイズ問題の支援を実施する目的で「人口・エイズに関する地球規模問題イニシアティブ（ＧＩＩ）」を発表し、主要ドナー国や国際機関との協調に加え、ＮＧＯとの連携をその基本方針としました。これを受けて、外務省とＮＧＯは「ＧＩＩに関する外務省／ＮＧＯ定期懇談会」と題した懇談会を設け、隔月に開かれる会合等を通じて途上国への効果的な援助・協力の方策についての意見交換を始めました。

その後、２０００年のＧ８九州・沖縄サミットの機会に「沖縄感染症対策イニシアティブ（ＩＤＩ）」を発表したことを受けて、「ＧＩＩ／ＩＤＩに関する外務省／ＮＧＯ定期懇談会」と改称し、２０１５年４月には第１２０回目の会合が開催されました。

人口・エイズを含む保健分野の支援においては、現地に根差した草の根レベルでの活動を行うＮＧＯの役割が重要です。なお、現在は、人口・エイズにとどまらず、広く保健分野での支援について協議を行っています。

教育分野におけるＮＧＯ等との協議会

広く教育開発関連の情報・意見交換を行う場として、外務省は２００８年から「国際教育協力連絡協議会」を開催しています。教育協力に関わるＮＧＯ、関係省庁、援助実施機関、有識者、民間企業等と定期的に協議を行っています。

広報分野の連携

外務省は、これまでも、東京で開催される「グローバルフェスタ ＪＡＰＡＮ」の共同開催や、大阪で開催される「ワン・ワールド・フェスティバル」への協力等でＮＧＯと連携しながら国際協力のＰＲをしています。

日本NGO連携無償資金協力

活動紹介

アジア

1 インド｜(公財)プラン・ジャパン
2 カンボジア｜(公社)シャンティ国際ボランティア会
3 スリランカ｜(特活)ジェン
4 タジキスタン｜(特活)難民を助ける会
5 ネパール｜(特活)シャプラニール
6 フィリピン｜(公財)オイスカ
7 ミャンマー｜(特活)ＢＨＮテレコム支援協議会
8 ラオス｜(特活)歯科医学教育国際支援機構

アフリカ

9 ウガンダ｜(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
10 エチオピア｜(特活)海外に子ども用車椅子を送る会
11 ザンビア｜(公財)ジョイセフ
12 ルワンダ｜(特活)リボーン・京都

中東

13 アフガニスタン｜(特活)日本国際ボランティアセンター
14 イラク｜(特活)日本チェルノブイリ連帯基金
15 パレスチナ自治区｜(公社)日本国際民間協力会

中南米

16 ホンジュラス｜(特活)ＡＭＤＡ社会開発機構

1 インド ｜（公財）プラン・ジャパン

■ラジャスタン州における乳幼児の総合的栄養改善事業

■活動の背景と目的

インドでは、５歳未満児の死亡数が年間１４０万人以上と世界で最も多く、その３分の１以上が栄養不良に起因しています。関連施設の未整備やアクセス困難、また母子保健、栄養、衛生に関する施設職員や母親の知識不足などがその背景にあります。本事業では、ラジャスタン州内の２県・７０村において、多角的に乳幼児の栄養改善を図ります。

■活動内容

乳幼児保健栄養テキストの制作や研修により、施設職員や住民の能力強化を行うほか、イベントを通した意識啓発、施設の備品整備や微量栄養素、栄養食の支給を進めています。また、世帯情報記録システムを導入し、世帯訪問で集める乳幼児や妊産婦の健康データをデジタル管理して分析、地域の乳幼児の栄養改善に取り組みます。

テキスト制作にあたり母親たちと意見交換する様子

■活動の成果

地域住民から対象世帯を訪問して子どもの成長データ収集や母親への育児指導･助言などを行う栄養ワーカーを９３人選出し、必要な知識とスキル習得のための各種トレーニングを開始しました。また、栄養、母子保健や水衛生に関する情報を集約した乳幼児保健栄養テキストと、地元で入手可能な素材を用いた栄養価の高い食事の調理冊子を制作し、対象者を分けて段階的に研修を始めました。世帯情報記録システムを開発し、今後の活動での効率的なデータ収集･分析をする体制を整えました。

2 カンボジア ｜（公社）シャンティ国際ボランティア会

■カンボジア農村地域における地域学習センター普及事業

■活動の背景と目的

カンボジアでは、過去の強制労働と内戦の影響で教育を十分に受けられず、今でも農民が貧困から抜けることが難しい状況が続いています。貧困からの脱却には、まず、識字教室を通じて、基礎教育である読み書き、計算能力を獲得する機会と獲得した基礎教育の定着が必要です。また、生活を改善する為に必要な知識や能力強化が必要です。しかし、カンボジアには子どもから大人まで、識字などを学べる生涯学習の環境が十分に整備されていません。

■活動内容

子どもから大人までが集い、学べる生涯学習の拠点として地域学習センター（ＣＬＣ）を設立し、図書館活動を中心に、日常的に本や文字に触れる機会を提供することで識字の向上を図っています。また、住民のニーズに合わせて、農業や保健・衛生の研修といった生活向上のための体験学習に加え、スポーツや文化活動にも力を入れています。「楽しく、快適、実践的」なプログラムを通して、住民の自立を支援しています。

毎日ＣＬＣの識字教室に通う地域住民

■活動の成果

対象地域３州において設立されたＣＬＣは地域住民によって円滑に運営され、地域の子どもから大人の教育機会の向上に貢献しています。地域の発展に向けて行政機関や他団体を結び付ける「地域ネットワークの拠点」としても機能し始めています。本事業はカンボジアにおけるＣＬＣのモデル事業として認知され、２０１５年７月に教育省により当国のＣＬＣ標準化を目的として制定された「ＣＬＣガイドライン」に、本事業のアプローチが色濃く反映されるにいたりました。

3 スリランカ ｜（特活）ジェン

■ムライティブ県およびキリノッチ県における帰還民生計回復・コミュニティ強化支援事業

■活動の背景と目的

スリランカでは長年の紛争の影響が現在も色濃く残っています。多くの国内避難民が、紛争前に暮らしていた故郷に帰還してきましたが、土地は荒廃し、家屋も井戸も破壊され、仕事も失った人がほとんどです。紛争前の安定した生活を取り戻すには、ひとつひとつ生活を再建しなければなりません。

■活動内容

本事業では、農業用井戸の建設、ワークショップの実施、農業協同組合の設立・運営サポートなどを通した帰還民の生活改善支援を行っています。井戸が建設されることで、乾季でも農作物の栽培・収穫が可能になります。ワークショップでは、地域住民の生産性の向上と、安定した収入を創出することを目指し、農業技術や、マーケティング知識を学びます。農業協同組合では､紛争によってバラバラになってしまったコミュニティの再建と自立を促しています。

堆肥で有機肥料を作る女性達、農業協同組合所の前にて

■活動の成果

農業協同組合の活動を通して、人びとは行政や事業関係者との交渉術も学んでいます。例えば、堆肥での有機肥料作りを行っている農業協同組合では、質の高いものが作れるようになり、メンバーは法人への肥料の販売契約を獲得すべく奮闘しています。契約交渉で着実に経験値を増やし、これらの体験が自信とコミュニティの団結につながっています。

4 タジキスタン ｜（特活）難民を助ける会

■ドゥシャンベ市における障がい児のためのインクルーシブ教育推進事業

■活動の背景と目的

タジキスタンでは、障がいのある子どもが通常通うとされていた寄宿学校の定員が、想定される障がい児の数を十分に満たしておらず、学ぶ機会を奪われた障がい児が多数いるという状況でした。そこで本事業では、ドゥシャンベ市の公立学校にて、障がいのあるなしに関わらず、あらゆるこどもが親元を離れることなく地元の学校で共に学ぶためのインクルーシブ教育の推進を２０１４年から行っています。

■活動内容

１年生から１１年生までが学ぶ普通学校４校をインクルーシブ教育推進拠点として、スロープや手すりの設置、トイレの改修など校舎のバリアフリー化を図るとともに､支援学級を整備しました｡併せて､生徒や保護者がインクルーシブ教育への理解を深められるよう､啓発活動も行いました｡さらに､市内のより多くの学校で障がい児の受け入れが進むよう､教員を対象にした研修を実施し､また､行政の教育関係者向けに､専門家によるワークショップやシンポジウムを開催しました。加えて､教員の負担軽減を目的としたチューター（学習補助員）制度の導入や､教育関係者向けのニュースレターを発行しました。

■活動の成果

拠点校４校では、これまで、１３６名の自閉症児や身体障がい、知的障がいのある生徒が就学し、学習の補助を受けたり、生活のリズムを作る練習を行っています。そのまま拠点校に通学を始める生徒もいる一方で、他の普通学校に通い始める生徒も出てきています。拠点校で学ぶ障がい児の保護者からは、子どもが一人でトイレに行けるようになった、同年代の子どもたちと遊べるようになった、学習能力が発達した、注意力がついた、行儀がよくなった、長時間座っていられるようになった、などの声が聞かれています。教員研修には､２００名以上の教員が参加しました。研修を修了した一部の教員は､自校で障がい児を受け入れ始めています。ドゥシャンベ市の教育委員会においても、新たにインクルーシブ教育を担当する職員が任命され、市内のインクルーシブ教育の実態を調査し校長への働きかけをするなど、インクルーシブ教育推進に向け行政の活動も活発になってきています。

拠点校の支援学級で高学年の生徒が障がい児に勉強を教えている様子

5 ネパール | （特活）シャプラニール＝市民による海外協力の会

■カトマンズ盆地における地震被害軽減を目指した研修・キャンペーン事業

■活動の背景と目的

ネパールは地震国ですが、住民は発災時に取るべき行動を十分に知らず、防災の取組みも不足しています。そこで、コミュニティ・リーダーを巻き込んでの研修・キャンペーンをカトマンズ盆地で行ない、その後の中長期的なコミュニティ地震防災活動へつなげるための足掛かりとすることを、目的としています。

■活動内容

まずは、コミュニティ・リーダーが地域の現状調査とメッセージの伝達を行なえるようになるために、女性たちへの研修を行ないました。女性を対象にしたのは、家の建て方や家具の配置、防災用品の準備等、家庭でできる防災活動に影響力が強いからです。また、人の多く集まる寺で防災イベントを運営したり、バス等でメッセージビデオを流す等、一般市民対象の地震防災キャンペーンを行なっていきます。

なお、本事業開始直後、２０１５年の４月２５日に大地震（Ｍ７.８）が発生し、ネパールは甚大な被害を受けました。状況の変化を受け、キャンペーン・メッセージの再検討も行ないましたが、頭を守り、避難経路を確保するための「安全な配置」に変更の必要はなく、当初計画の妥当性が確認できました。

日本の地震の経験共有ワークショップで熱心に聴き入る参加者

■活動の成果

２０１５年４月の大地震を受け、住民や行政の地震に対する関心は非常に高まっています。８ 月に実施した日本の経験共有ワークショップでも、参加者の活発な発言が見られ、また、家具を固定するために必要な電動ドリルを地域共有で準備する動きも出てきています。キャンペーンにも多くの住民が高い関心を示し、メッセージが浸透することが期待されます。

6 フィリピン | （公財）オイスカ

■災害に強い、森に守られた地域社会づくりプロジェクト＝スーパー台風「ハイエン」からの復興＝

■活動の背景と目的

２０１３年１１月にフィリピン中部を襲った台風ハイエンは、レイテ島並びにパナイ島に甚大な被害をもたらしました。そこで、これらの島において、水源涵養林並びにマングローブを再生するとともに、被災者や災害弱者を対象に生計向上のための持続可能な生業を紹介することで、将来再び起こりうる台風等の災害に強いコミュニティーを作ることを目指しています。

■活動内容

植林に関しては、レイテ島（タナウアン町など）においてマングローブ等を３年間で２０ｈａ行う予定です。また、パナイ島（アホイ町）では、耐風性のある在来種を、劣化した森（５００ｈａ）に植えていく予定です。

生計向上プログラムについては、レイテ島では有機農法のモデル農園を開設し、被災住民の研修を行います。パナイ島では、有機農業に加え、養蜂やアヒル飼育といった、これまで対象地に無かった持続可能な生業を紹介し普及していきます。

マングローブを植林する主婦（レイテ島）

■活動の成果

レイテ島では、初年度約６.７ｈａのマングローブ・沿岸林の植林を、パナイ島では、約１５０ｈａの劣化した森の再生を行いました。生計向上プログラムでは、既に蜂蜜の生産、アヒルの卵の生産・販売が始まるなど、住民の暮らしに希望をもたらしつつあります。

7 ミャンマー | （特活）BHNテレコム支援協議会

■南部デルタ地帯における情報伝達システムを活用した住民の生活環境改善及び防災支援事業

■活動の背景と目的

２００８年に発生した大型サイクロン・ナルギスにより、南部デルタ地帯は死者１３万８千人に及ぶ大惨事となりました。このため、緊急時の通信・情報伝達手段の必要性が再認識されました。また平常時においても電気インフラ等が未整備な同地域では天気予報や保健衛生等の重要な情報が迅速に入手できません。本事業では、情報伝達システムを設置し、その運用体制を構築することを通じて、緊急時のみならず平時においても住民の生活環境改善に資することを目的にしています。

■活動内容

これまで１５７村落に情報伝達システム（日本で使用されるスピーカーを使った防災行政無線システムに近いものです）を設置し、このシステムが地域に定着し、長く安定的に活用されるために、ワークショップを実施しています。ワークショップは、一方的な技術やノウハウの伝達ではなく、双方向での意見交換を通じて、システムの保守、活用方法等について体得させることを目的としています。また、情報伝達システムの設置、住民の防災意識向上のため、防災研修やハザードマップ（災害予測地図）の作成等を行っています。

情報伝達システム設置後、村人と一緒に記念撮影

■活動の成果

このシステム設置後、住民からは「事前に天気予報等の情報が聞けることで、災害に備えることができ、生命や財産を守ることができる。」「ナルギスの後、多くの人が天気予報に関心を持つようになった。」「感染症など衛生情報を聴くことができる。」「村人に役に立つニュースや連絡事項を多くの人に短時間で伝えることができてとても有益。」などの喜びと感謝の声が多く聞かれます。

8 ラオス | （特活）歯科医学教育国際支援機構

■カムアン県及びサワンナケート県における看護師・看護学校学生及び当該保健局職員に対する歯科口腔保健サービスの構築

■活動の背景と目的

ラオスでは約９割の歯科医が大都市にて開業しています。また、地域住民の健康管理の責を担うヘルスセンターの看護師達は、歯科・口腔保健に関する教育を受けることなく現場に派遣されています。そのため、地方における口腔保健を担う人材が絶対的に不足しており、結果として口腔疾患の蔓延が深刻な状態です。本事業では、地域住民を対象に、看護師及び県立看護学校の教員・学生を介した歯科・口腔保健サービスの仕組みを構築することで、歯科・口腔疾患の蔓延を激減させることを目的としています。

■活動内容

ラオス国内唯一の歯科医養成機関であるヘルスサイエンス大学歯学部との協同で、事業対象県の保健関係者に対して歯科・口腔保健に関する教育を実施しています。２週間の講義、約３年間に及ぶ実技指導を経て、看護師達は口腔内の診断、スケーリング、歯科医師の管理の下で行う簡易な歯科治療、口腔保健指導が可能となります。

看護師にスケーリング方法を指導する様子

■活動の成果

本事業の先行事業にて他県に構築した歯科・口腔保健サービスの仕組みがラオス保健省の施策として受け入れられたことを受けて、本事業はその仕組みを全国展開すべく実施しています。恒久的な人材育成のために県看護学校に歯科・口腔保健カリキュラムを導入し、また事業終了後も県全体でサービスが継続提供されるよう県保健局、県・郡病院の役割の明確化と教育も行っています。

9 ウガンダ | （公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

■ウガンダ西部における災害弱者のための災害・気候変動対応能力向上事業

■活動の背景と目的

ウガンダ西部のカセセ県は気候変動の影響により、近年毎年のように深刻な洪水に見舞われています。対象地域は、河川下流に位置し、洪水時には長期に渡り被害を受けます。一方、乾季には干ばつになることもあり、複数の災害リスクを抱えています。コミュニティが直面する防災課題に関し、子どもたちや村の人々、そして地方行政府が自身の能力強化をしていくことで、災害に強いコミュニティを作ることを目指しています。

■活動内容

村における災害対策委員会や学校における防災クラブなど、コミュニティにおいて防災活動を主導する体制を整え、子どもや家庭、そして地域全体に対する災害の影響を分析し、被害を軽減していく防災活動計画を住民自身が作成しました。さらに、この防災活動計画に基づき、早期警報機など避難システムの整備や、地域の災害に対する対応力やレジリエンス（強靭化）を高める活動を進めています。

防災について学んだこと・伝えたいことを、歌や詩、寸劇等で表現する防災クラブのメンバー

■活動の成果

防災を担う草の根レベルでの体制・システムが構築されるとともに、これら体制・人材の能力強化が図られることで、コミュニティの人々が防災の大切さを認識し、これらの人々が主導する形で防災活動が始まっています。加えて、積極的に地方行政を巻き込んでいくことで、地方政府の防災に対する取り組みがより積極的、継続的なものとなるよう支援しています。

10 エチオピア | （特活）海外に子ども用車椅子を送る会

■ジマ市のチェシャ財団障害児支援センターに対する障害児用中古車椅子供与計画

■活動の背景と目的

エチオピアでは、出産時や幼児期に発症する脳性麻痺や脊髄損傷や事故で肢体不自由児になるケースが多く、８０％の障害児が医療施設のない農村部に住み、家の中に放置されて教育も治療も受けられず、介護する家族の負担も重い状況です。障害児の自立支援や社会参加を可能とするために車椅子は必要不可欠ですが、現地では製造されておらず、輸入品は高価で入手できません。本事業では障害児用車椅子を無償で提供する支援を行っています。

■活動内容

日本で不要になった障害児用車椅子を整備再生し、エチオピアで車椅子を必要とする障害児に貸与することで、身体的・精神的な健康向上、座位保持の正常化、自立支援と社会参加への助長を図ります。また、現地提携団体に車椅子修理の研修や部品を提供し、地域ぐるみでリハビリ治療や教育、さらに職業訓練などが出来る幅広い社会開発プログラムを支援し、障害者に対する人権尊重と差別のない社会づくりを行っています。

車椅子に乗って喜ぶ子ども達

■活動の成果

２０１１年から２０１５年の間に３４０台の障害児用車椅子を供与し、モニタリングを毎年実施して活動の評価と検証を行っています。

車椅子を利用することで、障害児の日常生活が改善され、９０％の子ども達が病院や学校に容易に外出でき、職業訓練や地域の行事など社会参加ができるようになりました。

11 ザンビア | （公財）ジョイセフ

■妊産婦・新生児保健ワンストップ・サービス・プロジェクト

■活動の背景と目的

農村地域では、保健施設までの距離を理由に自宅での出産を選ばざるを得ない妊婦の健康や、妊娠や出産、家族計画などの情報の不足により若年妊娠や望まない妊娠が課題です。保健施設で適切な保健サービスや情報を得て、出産ができるように、地域の母子保健推進員や若者の育成を行い、地域全体で若者を含めた妊産婦の健康改善を目指しています。

■活動内容

保健センターを拠点に、母子保健棟、マタニティハウス（出産待機ハウス）、ユースセンター、助産師の住居を建設し、総合的に保健サービスを提供するワンストップ・サービスサイトを設置しました。医療従事者への研修や地域の母子保健推進員３００名の育成、若者ピアエデュケーター４０名の育成を行いました。地域と保健サービスをつなぐ役割として、地域での啓発教育活動を強化しています。

マタニティハウスに宿泊する妊婦さん

■活動の成果

ワンストップ・サービスサイトが完成し、地域のリーダー、保健医療従事者、母子保健推進員などから構成される地区プロジェクト運営委員会は、マタニティハウスやユースセンターの運営や啓発活動に対して積極的に参加し、地域全体で妊産婦の健康改善を図る態勢が整備されました。また、施設で出産する重要性への理解が深まり、保健施設での出産件数が増加しています。

12 ルワンダ | （特活） リボーン・京都

■高度な洋裁技術習得によるライフ・エンパワーメント・プロジェクト

■活動の背景と目的

１９９４年のジェノサイドで多くの犠牲者を出したルワンダは、現在経済成長を続けているものの、未だ国民の４割近くが貧困層に属しています。

ルワンダに日本人洋裁専門家を派遣し、日本レベルの高度な洋裁技術訓練を行うことで、市場で競争力のある人材を育成したり商品開発を行い、現地の人々の収入や雇用創出を目指しています。

■活動内容

首都キガリの公立の職業訓練センターに高度な洋裁技術訓練コースを開設し、１６～３５才の若年貧困層（主に女性）を対象に訓練を実施しています。ルワンダにおける洋裁訓練としては初めてとなるＪＵＫＩ電動工業用ミシンを投入し、日本の正絹の着物地やルワンダの布を使い、高品質な洋服制作の訓練を行っています。

電動工業用ミシンによる縫製訓練

■活動の成果

１年目、２年目の事業期間を通して合計９８名が訓練を修了しました。訓練修了生にはルワンダ教育省やルワンダ職業開発庁から、大手縫製工場での産業研修の機会が与えられました。また、本事業リボーン・京都洋裁アシスタントとしての職を得たり、大手縫製工場へ就職を果たしたり、組合を結成して商品作りを行うなど、着実な収入と雇用の創出に繋がっています。

13 アフガニスタン | （特活）日本国際ボランティアセンター

■東部ナンガルハル県における医療と住民主体の地域保健

■活動の背景と目的

アフガニスタンでは長く続く戦争により医療など基礎的なサービスすら人びとに届いていません。アフガニスタンに緊急支援に入った２００１年以来、公共サービスへのアクセスが特に困難な地方部にて、診療所の運営と並行して村人が主体となって病気予防に取り組む地域保健の活動を行っています。

■活動内容

同国東部ナンガルハル県ジャララバード市近郊にあるシェワ郡という農村部にて、当地域で唯一となる診療所と簡易診療所を運営しています。一方で、病気の多くが家庭の衛生状態や生活習慣に起因することから、長老たち、母親たち、学校の教員たちという主に３つの村人グループと協働し、衛生改善や病気予防に取り組んでいます。

村の健康問題について話し合う長老たち

■活動の成果

診療所を通じて基礎的な医療サービスを届けているほか、村人の主体的な取り組みが進んでいます。長老グループは井戸や健康に関する資料室の管理を行っているほか、村の青年たちに呼びかけて、自主的にマラリア早期発見キャンペーンを計画・実施しました。母親たちは自身が健康教室で学んだことを近所の家々を周って伝えたり、教員たちは生徒が書いた保健に関する作文を集め、編集してポスターとして学校の掲示板に貼り出したりと、それぞれが健康への意識啓発に取り組みました。

14 イラク | （特活）日本チェルノブイリ連帯基金

■エルビル市マルチシムーニ教会クリニックの国内避難民に対する医療支援事業

■活動の背景と目的

イラクでは２０１４年６月以降、ＩＳＩＬとイラク治安部隊との武力衝突によって３００万人を超える国内避難民が発生しました。しかし、長年にわたる不安定な治安状況により公的支出が減少し、保健行政が停滞している同国の医療サービスでは国内避難民への十分な対応ができません。そこで、本事業では、多くの国内避難民を抱えるクルド自治区エルビル市において、ベーシック・ヘルス・サービスを提供することにより、国内避難民の健康を守ることを目指します。

■活動内容

国内避難民の医療サービスを担う現地医療施設に対して、急性及び慢性疾患薬剤の処方指導を行いました。また、同施設が国内避難民のための医療拠点として長期的運営が可能となるよう、医療記録の蓄積と管理スタッフの育成を実施し、また医療専門家による医療体制構築のための提言を行いました。

国内避難民を診察する現地医師

■活動の成果

急性疾患患者５４,２６８人（のべ人数）、慢性疾患患者２,２７０人（実人数）が適切な薬剤処方による治療を受けることができました。また医療記録を蓄積し、その管理スタッフ３名の育成を行ったことにより、疾病傾向の把握、予防医療、医療資材調達の円滑化及び節約など、計画的医療行為の実践が可能となり、長期化する避難生活に対応可能な医療施設としての基盤を整えることができました。また、患者の生活環境調査に基づく提言は、国内避難民の自主的な健康管理促進に活かされています。

15 パレスチナ自治区 | （公社）日本国際民間協力会

■パレスチナ西岸地区ジェニン県における有機農法促進を通じた貧困削減事業

■活動の背景と目的

パレスチナ自治区は、イスラエルからの経済制裁により、経済が著しく悪化し、失業率は３０％に上ります。そうした中、特に農村部では農業の重要性が再認識されています。本事業では、持続可能な有機農法を普及することで地元農家の収入向上を目指すとともに、女性住民に対して家庭菜園や食品加工作業への積極的な参加を促すことにより、女性の社会進出支援も行っています。

■活動内容

１６名の農家と２０名の女性に対して、農業専門家が、有機農場の運営方法や付加価値の高い農作物の栽培・加工・マーケティング・販売に関する技術支援を行っています。さらに、本事業のモデルファームは、地元住民を対象とする有機農業の実地研修を開催することにより、パレスチナ域内における有機農業の普及促進支援も行っています。

地元青果店にて有機野菜を販売している様子

■活動の成果

支援を受けた農家や女性住民は、害虫・病気対策等の有機農業に関する知識を習得し、２９種類の農作物や１１種類の食品加工品を生産しました。また、マーケティングや独自ブランドの立ち上げ等の販売支援活動を通じて、スーパーマーケット等の１０以上の取引先に対して農作物や食品加工食品を販売しました。これらを通じ、農作物は市場価格の１５～２０％増しで取引され、地元農家の収入が向上するとともに、女性住民による活動の場が広がっています。

16 ホンジュラス | （特活）ＡＭＤＡ社会開発機構

■ダンリ市山間部における思春期リプロダクティブヘルス推進プロジェクト

■活動の背景

ホンジュラスの山間部では１９歳以下の若年の妊婦の割合が３３％（国平均２４％）を占めています。政府は死亡リスクが高い若年妊娠率を１３％まで削減することを目標として対策プログラムを進めていますが、それらは農山村地域のコミュニティへは届いていません。本事業では、山間部に居住する若年層が適切なリプロダクティブヘルス（性と生殖に関する健康）教育・ケアを受けられるようになり、将来的に妊産婦死亡の減少につながることを目指しています。

■活動内容

主に４つの活動を通じて、思春期層のリプロダクティブヘルスに関する知識の向上を目指します。

1）対象地域の保健所スタッフに対する思春期リプロダクティブヘルスに関する研修の実施および専用カウンセリングルームの設置　2）教師や父母（ＰＴＡ）を対象とした研修の実施および協力体制の構築　3）地域の高校生の中からリーダーの選出、育成研修の実施　4）育成されたリーダーとともに学校内外の若者を対象としたピア（同世代間）教育の実施

ピアルームでリプロダクティブヘルスに関する研修を受けるピアリーダーたち

■活動の成果

保健所スタッフ、学校教師、思春期層の保護者およびピアリーダーを対象に研修を行い、話題にされにくかったリプロダクティブヘルスに対する意識の変化や知識の向上が見られています。また、思春期層が相談や啓発活動ができる場所として、学校や保健所にピアルームを設置しました。さらに、ピアリーダーが思春期層を対象にワークショップを計画・実施するなど、思春期層がリプロダクティブヘルスケアを受けられる環境が整いつつあります。